

## 鷺沼駅前再開発に関する公開質問と川崎市の回答（全文版）

鷺沼駅前再開発事業に関する公開質問を2019年12月16日に提出しましたが、2020年1月17日に川崎市から以下の通り回答がありました。質問と市の回答・回答への意見や疑問をまとめてみました。今後の鷺沼再開発問題を考える参考にしていただけたらと思います。みなさんのご意見をお寄せください。

宮前区役所・市民館・図書館の移転に反対し鷺沼再開発を考える会

公開質問項目	川崎市からの回答	意見・疑問
<p><b>1. <u>事業者の住民説明会の開催拒否の法・条例上の規定は何ですか？</u></b></p> <p>川崎市には、「建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」があり、500㎡以上の建築・開発行為には住民説明が義務づけられています。環境アセスメント、都市計画決定手続きが必要な小杉の超高層再開発についても、行政手続きに先立ち、例外なく事業者自身による住民説明会が行われてきました。</p> <p>鷺沼再開発については、川崎市も準備組合東急も住民説明会の開催を拒否したままです。鷺沼再開発に限って住民説明会は不要とする法・条例上の規定があるのなら示してください。</p>	<p><b>1. 住民説明会不要とする法・条例上の規定は何か？</b></p> <p>事業者による説明会につきましては、「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」において、容積率の緩和を行う案件については、周辺市街地の住民に計画の説明を行い、意見の聴衆を行うよう定められておりますが、容積率の緩和を伴わない本案件については、要望されているような説明会開催を義務付ける根拠や基準がありません。</p> <p>本市としては、引き続き関係法令等に基づく適切な説明や、丁寧に地域住民方々と対話をするよう指導してまいります。なを、「川崎市環境影響評価に関する条例」では、事業者は、準備条例書の縦覧期間内に、条例準備関係地域住民に対し、説明会の開催により、十利絵準備書の記載事項を周知するよう定められておりますので、今後、条例準備書の縦覧期間内に事業者による条例準備説明会が開催される予定です。</p>	<p><b>1. 意見：住民説明会を不要とする法・条例上の規定は示されませんでした。</b></p> <p>拒否する理由に「低炭素ガイドライン」を持ち出していますが、これは容積率特例制度の指針であり、住民説明の要否を決める法律・条例ではありません。まして鷺沼は本制度を利用していません。</p> <p>結局、住民説明会が不要だとする法・条例上の規定はないことが明確になりました。</p> <p>また、市が言う法令に基づく説明とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境影響評価準備書の縦覧での説明＝環境への影響評価と対策について</li> <li>② 都市計画素案説明＝土地利用や道路・公園・広場など公共施設整備等と事業概要程度の説明であり、住民が知りたい具体的な事業内容は隠蔽されたままになります。</li> </ul>
<p><b>2. <u>環境影響評価審議会、柳委員長による「住民説明の早期実施の提言」をどう受け止めますか？</u></b></p> <p>12月3日の環境影響評価審議会で、柳委員長が「本事業は市民生活と関わり合いが深く公共性の高い区役所等の設置、それから市が主体的になって行うというような内容の事業を少なからず含んでいます…提出された意見書の内容を市は真摯に受け止める必要があると考えています…。アセス手続の一環としてではなく、市民への早期か</p>	<p><b>2. 柳委員長の提言をどう受け止めるか？</b></p> <p>鷺沼駅周辺再編整備の取り組みにつきましては、これまでもさ、様々な機会をとらえて、市民周知や意見聴取を行ってまいりましたが、引き続き、宮前区全体の発展に資する取り組みであることを周知していくなど、より多くの市民に、その趣旨が伝わるよう努めます。</p>	<p><b>2. 意見：回答では「今まで市民周知や意見聴取をやってきましたが、今後も周知に取り組む」とし、委員長の「説明会早期実施の提言」への対応は示されませんでした。</b></p> <p>これまで市は、フォーラム等では「鷺沼駅前に欲しい公共機能について聞く場であり、区役所等公共施設の移転の賛否を聞く場ではない」と説明してきましたが、この経過を無視して19年3月に移転を突然決定しました。駅前のできるビルの規模や内容・公共施設が入居する場</p>

<p>つ丁寧な説明の実施を要望し…以上市に提言したいと思 います」と異例の発言をされました。この委員長提言を市 はどのように受け止め対応されますか。</p>		<p>所・総事業費と使われる税額等の具体的説明は、今日ま で一切ありません。こうした経過からことの重要さに考 慮し、柳委員長が異例の提言をしたものです。 <b>質問:</b>再度伺います、提言をどう受け止め対応しますか？</p>
<p><b>3. 鷺沼は市街地再開発事業に該当するのですか？</b> 市街地再開発事業は、「老朽化木造建築物が密集してい る地区において、敷地を共同化し、高度利用すること により、憩いの広場等の公共施設を生み出す事業」です。 千葉県柏駅前再開発では駅前に交流広場を設け、それを中 心に商業等の建物配置を計画しています。 鷺沼再開発においては、準備組合の申請書における定款で は、どこに公共用地が増えるのでしょうか。 公共用地がどこに増える場所と面積があり、どこに減る場 所と面積があるのか、駅前街区と北街区の2つの街区毎に 示してください。建蔽率80%の所を86%にまで拡大す る反面、公共空地や緑が少ないのは公共軽視・利益優先で はないですか。</p>	<p><b>3. 鷺沼は市街地再開発事業に該当するのですか？</b> 市街地再開発事業とは、都市再開発法にもとづき、建築物 や公共施設の整備等を行うことで、土地の合理的かつ健 全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とした 事業です。鷺沼駅周辺は、昭和40年代に東急田園都市線 の延伸を契機として市街化が進んで以来、大きな施設・機 能の更新等がないまま40～50年が経過しており、特 に駅前は、駐車場等の低未利用地が点在し、土地の高度利 用が図られていない状況にあります。 また、鷺沼駅前は、土地区画整理事業により、交通広場が 整理されたものの、その後の周辺部の住宅地開発による 人口増加や山坂が多いなどの地形上の特性から路線バス による駅へのアクセスが多く、バス交通の需要増への対 応が求められています。 こうしたことから、鷺沼駅周辺は、都市再開発方針におい て、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべ き地区と位置づけられています。鷺沼駅前地区において 市街地再開発事業を推進し、交通広場等の公共施設の整 備とともに、魅力ある複合市街地を形成することにより、地 域生活拠点としてふさわしい土地の合理的かつ健全な高 度利用と都市機能の更新を図ってまいります。</p>	<p><b>3. 意見:</b>回答には、どのような公共空地が生み出された のかは示されませんでした。 鷺沼駅前の土地所有者は、ほとんどが東急です。 本来なら東急独自に再開発ができる所ですが、事業主を 準備組合としたのは、個人事業では得られない多額の税 金投入のメリットがあるからではないでしょうか。 そのためには、公共にとってのメリットを生み出さな ければなりません。高度利用することで「憩いの広場や 緑地」など公共用地を作ることです。 市道廃止の代わりに、どこに公共用地が生まれたのか の質問に「交通広場」だけでした。 北街区で生み出した公共用地はゼロです。 建蔽率80%の地に、駅前街区82%、北街区86%と 最大限に建物を建て、緑や広場面積を狭め、530戸の タワマンが約7割を占めるような開発です。 公共の駅前広場を生み出すより、デベロッパーの販売 利益となるタワマン優先開発に、多額の税金が使われる ものであり市街地再開発事業に該当するのかが疑問です？ <b>質問:</b>開発事業者である準備組合の目的や活動が記載さ れた定款・事業計画の情報を公開してください。</p>
<p><b>4. 区役所・市民館・図書館の移転決定の経緯について</b> (1) 区役所移転について、東急は19年11月に「東急側から 要望したことはない」と明言しました。 一方の市は、18年3月の町会・自治会長説明会で「準備 組合から公共機能移転の打診をされており、検討期間は1 年」と説明しています。どちらが移転を要望したのが真実 ですか。</p>	<p><b>4. 区役所・市民館・図書館の移転決定の経緯について</b> (1) 鷺沼駅周辺再編整備の動きが活発化する中で、平成29 年9月に、市全町内会連合会から「区役所・市民館・図 書館の一部機能の移転を求める要望書」が提出されたこ とを皮切りに、同年11月には、鷺沼駅周辺の町内会・ 商店会長等で構成される「再開発推進協議会」から「区 役所・市民館・図書館の移転について求める要望書」が</p>	<p><b>4. 区役所・市民館・図書館の移転決定の経緯について</b> (1) <b>意見:</b>回答では、準備組合からは移転の検討要請であ り移転の要請ではない、市が移転を決めたということ でした。 経過をみれば2015年に東急と川崎市で包括連携協 定が締結された以降、協定に沿って川崎市都市再開発方 針や都市計画マスタープランが改定され、2017年に</p>

提出され、宮前区議団からは、平成30年度予算への緊急要望事項として区役所機能の体制整備を求める要望が提出されました。

また、市議会では3会派からは公共機能移転に関する代表質問がなされています。

こうした動きを踏まえ、鷺沼駅前地区再開発準備組合では、平成31年度都市計画決定、平成33年度工事着手(当時)を目指して事業計画の検討が進められていたことから、平成29年12月、議会会派や市民等からの意見、要望に関して市の速やかな検討が要請された所です。

準備組合からの要請は、本市の速やかな検討であり、区役所等の移転ではありません。

は準備組合が設立されました。区民の知らない所で準備が着々と進められてきたのです。

移転への慎重審議を求めた向丘自治会の陳情は採択されず、宮前区の実情をしらない全市の町会連合会が移転を要望したことを理由にするなど不自然です。

国の再開発方針である立地適正化計画では、「駅前再開発にあたり、集客力ある公的不動産(区役所等)の有効活用」が推奨されており、一方自治体には少子高齢化にともない「資産マネジメント計画」で公的建築物の整理統合が求められるという中で、移転は両者の意向だったのかと思われます。

しかし、コミュニティ施設が遠方に移転することで不便になり一番の犠牲者は住民です。

**質問：都市計画決定権は市にあるのに、なぜ東急が主張する「検討期間1年」に拘束され、住民周知10%のまま決定を急いだのですか？**

(2) 市は18年度の市民フォーラムで「移転しなければならない理由はない、まだ30年は使える」と説明をしていました。市が実施した市民フォーラムでの市民意見は移転反対が圧倒的多数でした。さらに移転案に対するパブリックコメントでは23,714件の意見中99%が移転に反対か疑問の意見でした。以上の経過を見れば市民からの移転希望が多数とはとても言えません。それなのに、市は移転賛否の意識調査も区民議論もしないまま、19年3月に総合的判断の一言で移転を決定しました。決定は、いつ、どこで、誰が、何を根拠に決めたのか具体的に示してください。

(2) 宮前区役所・市民館・図書館を鷺沼駅前に移転・整備し、宮前区全体の活性化を促す「核」としての地域生活拠点の形成を図っていくことなどを位置付けた「鷺沼駅周辺整備に伴う公共機能に関する基本方針」については、平成31年3月26日に開催された平成30年度第18回政策・調整会議においてパブリックコメント手続等の実施結果を報告し、平成31年3月27日付の市長決裁で決定しました。

基本方針では、現区役所等施設へのアクセス性の課題、意見交換会等でいただいた多様な市民意見、基礎調査の結果を踏まえた継続利用と移転の比較等の諸条件及び将来展望、並びに準備組合から提示された施設ゾーニング等の情報を総合的に整理・検討し今回の再開発を、より宮前区のミライに繋がる契機と捉え、公共施設の移転方針等の取り組みの方向性及び基本的な考え方を取りまとめました。

(2)と(3)

**意見：移転によりコミュニティ施設が遠方となる地域の不便状況や対応策の検討がなされなかったのか回答がありませんでした。**

**移転決定は、平成31年3月26日に開催された平成30年度第18回政策・調整会議においてパブリックコメント手続等の実施結果を報告し、翌27日付の市長決裁で決定したという回答でした。**

**市は、フォーラム等で移転に反対する声の広がりを恐れて、「移転の賛否の議論をする場ではありません」としたため、移転によって生じる不便地域の検討は一切してこなかったのではないのでしょうか。**

宮前区は細長く坂道が多い地域ですから、尻手黒川線道路を挟んで北側と南側では公共施設利用の不便さが違ってきます。

移転により不便になるのは区役所周辺だけの狭い範囲

(3) 移転により尻手黒川線道路を境に北側地域に住む人は、公共施設の利用が不便になることは明らかです。市は、移転により不便になる地域のことについて検討がされたのですか？  
検討していれば、どのような不便が生まれると予測したのか？ それに対する対策をどのようにされたのか検討内容を示めしてください。

(4) 宮前区の人口は1.5倍の23万人に増えたのに図書館は1館のままです。他区は分館があるのに、宮前区だけ分館を作らないで良いという理由はなんですか？ 平等原則に反しませんか。

(5) 市民館とその類似施設の設置数や座席数を比較すると宮前区は高津区や中原区の30%以下です。  
他区に比べて、宮前区がこれほど少なくても良いとする理由はなんですか？ 平等原則に反しませんか。

(3) 宮前区役所・市民館・図書館が鷺沼駅周辺に移転することで、現区役所等施設周辺などにお住まいの方々からは、現在よりも施設への距離が遠くなり利用しにくくなるといったご意見や野川、有馬地域など、長年にわたって施設利用に不便を感じていたの方々からは、移転によって利用しやすくなるといったご意見をいただく中で、区内の交通や路線バスの現状を整理し、取り組みの方向性について検討をすすめてきました。  
鷺沼駅は、現在は宮前地区方面を主とした多くの路線バスの起終点となっておりますが、再編整備にあたっては、鷺沼駅を中心とした様々な方面からの路線バスネットワークの充実を図ることが重要であると認識しておりますので、拡充されるバスターミナルを活用し、小田急沿線からの路線新設、向丘地区等からの既存路線の増便によるアクセス強化など、地域特性や利用需要等も踏まえ、バス事業者と連携しながら、宮前区全体の発展に資する駅アクセスの向上に向けた取り組みを進めます。

(4) 宮前区、中原区及び多摩区には図書館分館はございませんが、各区の図書館・分館等を起点として、小中学校図書室の学校施設の有効活用などによる市民の皆様の生涯学習の場を確保するとともに、自動車文庫による市内巡回や大学図書館との相互連携等による図書館サービスの提供を推進してまいります。

(5) 市内の各施設は、地域の状況等により設置されておりまして、現在市内に新たな社会教育施設を整備する計画はありませんが、今後も各区に1館づつ設置している市民館及び図書館並びに既存の分館等を軸にしながら、学校施設の有効活用等の様々な手法を総合的に用いて地域に身近な場所できめ細やかにサービスの提供を行ってまいります。

ではありません。

今からでも、どの地域にどのような不便が生じるのかを調べ、解決する方法を住民と共に考えて対策を講じて欲しい。

**質問：平成31年3月26日に開催された平成30年度第18回政策・調整会議録を情報開示してください。**

**また、移転により不便になる地域の対策について検討がされたのか否か回答してください。**

**移転した後に考えるという「移転ありき」の検討は無責任すぎます。**

(4)と(5)

**意見：図書館・市民館の社会教育施設を整備する計画はないので学校施設の利用を！との回答です。**

宮前区23万人と同規模の人口を有する調布市は、図書館が11館、厚木市は10館です。町田市は43万人で9館。指定都市の人口130万のさいたま市は25館で川崎市はその半分に満たない12館しかありません。

他都市と比較してあまりに少ないのです。

川崎市内の図書館1館当たりの人口密度は約11万人なのに宮前区は23万人です。分館がないからです。

また、宮前区の市民館と類似施設は高津区や中原区の3割以下と少なく、希望日に会議室やホールを借用するのは至難です。

宮前区誕生から37年、人口も1.5倍となり個人市民

納税額は7区中2位というのに、図書館も市民館も最低です。他区と同等なサービスを得るには分館設置は不可欠です。

**質問:**「増設の計画は無い」とのことですが、他都市や他区に比較して、あまりにも少ない現状をどのように考えていますか？ 分館設置ができない理由は何ですか？

(6) 鷺沼駅周辺は土砂災害経警戒区域であり、大地震の際、駅北側の線路法面や橋の崩壊により道路や鉄道が寸断される危険があります。区役所は災害時に23万区民の災害対策本部となる為、交通路の確保は不可欠です。リスクを冒してまで移転しなければならない理由はなんですか？ 法面が崩落する危険に対する認識と安全対策を示してください。

(6) 土砂災害警戒区域は、土砂災害の注意が必要な区域の住民の方々に認識していただき、大雨や台風などによる土砂災害への警戒が必要な時には、自らの判断で安全を確保していただくこと等を目的に定められております。なを線路法面などの鉄道施設は、鉄道事業者による安全対策が図られているものと認識しております。鷺沼橋については、平成15年に耐震対策を実施済みですが、道路の安全対策については、地域防災計画等に基づき各施設管理者による適切な対応が図られるべきものと認識しております。また、再開発事業における施設建築物を建築する際には、地質調査の結果に応じた杭基礎構造による頑強な地盤への支持を行うなど、地形・地質を勘案した対策を講じてまいります。

(6) **意見:**線路法面对策は鉄道事業者が、道路の安全対策は地域防災計画で、それぞれ対応が図られるものと認識しているという他人事のような回答でした。

台風19号では川崎市内で7件の土砂崩れがあったが、うち6か所が土砂災害警戒区域で発生した事実をみれば自己判断に委ねることは無責任です。「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策推進法」では、都道府県は、当該区域の避難体制整備をはかると共に、おおむね5年ごとに土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として地形、地質、降水、土地利用状況等の調査を行うことになっています。

国土交通省は、「災害拠点建築物の設計ガイドライン」で「災害拠点建築物の立地は、大規模災害時においても、災害対策の拠点としての機能を継続して発揮できるように選定する」とし「災害対策活動を考慮した車の動線計画、駐車場等の配置等にも留意して計画する」としています。鷺沼に災害対策本部となる区役所設置は適切ではありません。

**質問:**このような警戒区域に災害対策本部を設置している例は全国にありますか？ 南海トラフ大地震の際、線路法面の崩落が起きる危険性の認識はありますか？ 災害対策本部の機能を果たす上で線路法面の対策は不可欠です。鉄道と地域防災計画にお任せでよいのですか？

(7) 19年9月の決算特別委員会の鷺沼移転問題の質疑で地域整備推進課長は「事業概要を始めて知ったのは19年8

(7) 公共機能の配置につきましては、駅前街区の3階から5階に市民館・図書館機能、北街区の1階～5階に区役所

(7) **意見:**移転先のビルの概要がわかったのは移転決定から5ヶ月後だと言います。

<p>月、移転費用は今現在もわからない」旨の耳を疑う信じられない答弁をしました。</p> <p>どのようなビルのどこに入居するのか？ 移転費用はいくらか？ 不明のまま移転を決めたことは、あまりにも無責任です。経緯を明らかにしてください。</p>	<p>機能が配置される計画となっております。また整備費用については、昨年度の基本方針策定にあたり、外部専門家の知見を活用して想定整備費用を算出し、コスト面も含めて、現在の区役所等施設の継続利用と移転について比較検討を行った所です。実際の事業費につきましては、今後、新施設の諸室の配置計画や仕様を含めて、より詳細な検討に併せて整理を行ってまいります。</p>	<p><u>また、区役所・市民館・図書館の入居費用は今だに不明とのことです。経緯の説明を求めたが回答はありませんでした。</u></p> <p><u>質問：住民の生活に多大な影響をもたらし、多額の税金を使う公共公益施設の移転を、こんな状態で決定することが許さるのでしょうか。あまりに無責任です。</u></p>
<p><b>5. <u>鷺沼駅前再開発について</u></b></p> <p>(1) 住宅延べ面積を5万㎡以上10万㎡未満としていますが、その意味と理由を示してください。</p> <p>区役所・市民館・図書館の床面積㎡を現状と比較して示してください。</p>	<p><b>5. <u>鷺沼駅前再開発について</u></b></p> <p>(1) 住宅延べ面積については、環境影響評価の対象事業の分類に併せて整理しているものと伺っております。</p> <p>また、公共施設の規模については、現施設と同程度の施設規模を基本としております。今後、新施設の諸室の配置計画や使用を含めて、より詳細な検討に併せて整理を行ってまいります。</p>	<p><b>5. <u>鷺沼駅前再開発について</u></b></p> <p>(1) <u>質問：超高層ビル2棟の7割方の床面積は住宅と思われるが、実際は何割程度を占めるのでしょうか？</u></p> <p><u>区役所・市民館・図書館の床面積は何故、現施設と同規模にしたのでしょうか？</u></p> <p>また、運営について超党派国会議員で構成されている「公共図書館プロジェクト」は公共図書館の将来の答申の中で「公共図書館に指定管理制度は馴染まない」としています。委託期間が5年であるため、専門的な知識を有する人材や図書館運営ノウハウが根づかないことを上げています。</p> <p>指定管理方式を採用した図書館では、数年後には公立より経費がかかり、利用者が減少している状況が見られます。過去から未来に至る人類の知恵の宝庫を守り発展させるため公立の運営を維持していただきたい。</p>
<p>(2) 再開発事業の総額事業費・補助金・負担金・床購入費等の資金計画を示してください。</p> <p>準備組合を設立する前には、すでに資金計画を含む事業計画書ができているのが常識です。</p> <p>鷺沼は2017年8月に準備組合を設立し、市民に発表したのは18年2月でした。すでにこの時期には資金計画を含む事業計画ができているはずですが。</p> <p>多額の税金が使われる再開発です。納税者たる市民に資金計画を公開してください。</p>	<p>(2) 整備費用については、昨年度の基本方針策定にあたり、想定整備費用をお示したところですが、補助対象事業費については、「土地整備費」や「工事費」等を積み上げるものであり、準備組合と協議してまいります。</p> <p>このため、実際の事業費につきましては、今後新施設の諸室の配置計画や仕様を含めて、より詳細な検討に併せて整理を行ってまいります。</p>	<p>(2) <u>意見：事業費は、今後詳細な検討に併せて整理するとして総事業費や補助金・負担金等の税金使用額は示しませんでした。</u></p> <p><u>これらの資金計画を記載した「社会資本整備総合交付金等の事業量調査」の情報公開を求めた所、2月3日に非開示の通知が届きました。</u></p> <p><u>理由は、「事業費を含め、事業計画が検討中であり、未成熟な情報が独り歩きし、準備組合の正当な利益を害する恐れがあるととも本市の事務事業の適正な執行に支障をきたす恐れがあるため」とのことでした。</u></p>

市民の知る権利より、事業者と市の立場が優先のよう  
です。

質問：現段階での資金計画の情報開示を求めます。

(3) 質問：神戸市は高層ビルの容積率や高さ制限をする  
条例を設置しましたが、こうした条例が今後全国に波及  
するのではないかとされています。

川崎市も制限条例を設けるなど、高さ制限を設けるこ  
とを検討していただけませんか？

超高層のタワーマンションは、①大災害時に電源喪失  
や長周期震動等の危険 ②大修繕の資金計画の困難性  
③高層階住民の高齢者や子供・妊婦等の外出機会減少  
から生じる健康問題 ④地域コミュニティ形成の困難性  
⑤社会資本整備の遅れ ⑥周辺環境悪化（日照、風害、  
眺望等）等の数々の問題が指摘されており、今後の人口  
減少や温暖化による自然災害に見合う見直しが必要な  
時期ではないでしょうか。

鷺沼はタワーマンションを減らし高さ制限を設けるこ  
とを提案したい。区マスタープランでは、宮前平にも  
超高層ビルを予定していますが、中止すべきです。

(4) 意見：条例準備書で環境配慮を示していますが、  
道路の幅がないまま、狭い鷺沼駅前に地域生活の拠  
点として都市機能の一極集中をさせることに、そもそ  
も無理があり、交通渋滞は避けられません。

市の都市計画では、宮前平も地域生活拠点として位置  
づけているのですから、機能を分散させることこそ、  
交通渋滞を避ける方策ではないでしょうか。

質問：情報開示請求した「2017年度鷺沼駅周辺地区ま  
ちづくり推進業務報告書」には、再開発事業の実現に向  
けて根幹となる駅前広場・交通広場の導入に向けた3つ  
のパターン（整備手法・コスト・法的担保）を検討した  
とされるが全面黒塗りでした。さらに2018年度の  
同推進業務報告書」では、検討結果の記載そのものがあ  
りません。

(3) 相次ぐ大型台風でタワーマンションが災害に弱いことが  
明らかとなりました。地下電源施設が水没し、エレベーター、  
トイレ、水道、ガス、お風呂もすべてが使えなくな  
ってしまいました。

今後さらに大型台風や南海トラフ大地震は必至であり、  
その対策が求められます。大地震での長周期振動や大修繕・  
建て替えの困難性などの問題もあり、どのような対策を考  
えていますか。

(3) 災害対策などにつきましては、地域特性を踏まえなが  
ら、関係法令に基づき、安全かつ適切な建築計画がな  
されるよう、準備組合に指導してまいります。

なお、国土交通省並びに経済産業省において、学識経験  
者や関係団体等で構成する「建築物における電気設備  
の浸水対策のあり方に関する検討会」が開催され、建築物  
における電機設備の浸水対策のありかたや具体的事例を  
収集整理し、注意喚起することを目的に、今年度中にガイ  
ドラインとして取りまとめる予定とされており、今後につ  
きましては、こうした国の動向を注視し、ガイドラインの  
策定後、速やかに事業者及び施設管理者に対し、周知を  
おこなってまいります。

(4) もともと駅前には狭く交通渋滞がひどい所です。新たに  
530世帯の住民、公共施設・商業等の利用者、バス利用  
者が増えるのに周辺道路の幅もなく交通渋滞はますます  
ひどくなります。

左折イン左折アウト方式により、住宅街が迂回路となる  
心配があります。これらの交通渋滞解消と住宅街の平穏や  
歩行者の安全についてどのような対策をとりますか。

(4) 鷺沼駅周辺では、現在、交差点が近接していること  
による交通混雑などの課題があることから、今回の再開  
発事業に併せて、現在の交通広場とフレル鷺沼の間にあ  
る道路の廃止による交差点の集約化や周辺道路の右左折  
レーンの設置など、交通量の改善をはかりま

す。また、拡充されるバスバース等を活用し、路線バス  
ネットワークの充実を図ることで、公共交通機関の利用  
促進を図り、交通渋滞の緩和に努めます。

なを、再開発事業に伴う、地域交通等の周囲への環境  
影響については、現在事業者による調査、予測及び評価  
の手法などの検討が進められておりますので、条例準備  
書の公告の段階において、その結果や事業計画に盛り  
込まれている環境配慮等が公表される予定です。

根幹的重要事項とされている交通広場の検討結果を説明してください。

(5) 意見：駅前再開発には、歩行者の安全と利便性向上、交通の円滑化のためにペDESTリンアッキは不可欠です。必ず実現させてください。  
質問：検討経過と実現可能性を説明してください。

(6) 質問：鷺沼への2本のバス路線以外にも整備計画はありますか？ 現宮前区役所の移転までは10年間もあります。  
タワマン中心の鷺沼再開発事業には採算性を問うことなく多額の税金を使うのに、区誕生以来の強い区民要望である現区役所へのバス路線整備をする計画はないのですか？

(7) 質問：10年に渡る長期工事計画ですが、住民の苦情相談にはどのような体制で解決にあたりますか？  
市は鷺沼再開発に当たり、環境影響評価と対策を指導する権限、都市計画の決定権、準備組合設立認可権、監督権限等の強大な権限を有しています。  
住民の環境保護を最優先に行政責任を果たしていただきたい。

(8) 意見：小杉再開発では社会資本整備計画がなく、学校の過密、保育園の待機児激増、鉄道混雑、線路転落、改札口渋滞など大変な状況が生まれました。小杉の失敗を繰り返さないために社会資本整備計画を早期に示してください。  
質問：市の総合計画に鷺沼再開発についての具体的な社会資本整備計画はないのではないのでしょうか？  
あるのなら示してください。

(5) 歩行者の安全確保には歩車分離のため、ペDESTリンデッキが必要です。  
何故設置しないのですか？

(6) 交通結節機能を設けるといいますが、区内のバス路線をどのように見直し、いつ整備内容が示されるのですか。  
また、要望の強い宮前平から区役所へのバス整備ができない理由は「採算が合わない」ことでした。鷺沼の場合も採算が合わないとならば新たな路線は作らないのですか。

(7) 駅周辺には高齢者や子供・障害者・妊婦さん等が多く居住しています。  
超高層ビル2棟できれば、駅周辺は日照被害、風害、電波障害、景観・圧迫感など様々な複合被害が発生し環境被害は確実です。また10年に渡る長期工事による日常生活の破壊は深刻です。どのような環境安全対策をとるのか、工事中、完成後の対応を示してください。

(8) 人口増による様々な社会資本整備が必要です。  
小杉再開発ではこうした整備計画が無かったため、学校や保育園不足が深刻化し、鉄道の改札口渋滞や駅ホーム大混雑で線路への転落事故が相次ぎました。開発当初の「住みたい街ランキング1位」が今では「住みにくい街ランキング1位」です。東急と市は共同責任で整備をはかるべきですが、誰が責任を持って、いつまでに整備計画を作るのですか。

(5) 連結道を含めた歩車分離については、歩行者の安全性向上、交通量の円滑化などに加え、利用者の利便性向上が図られるよう、歩車分離の可能性の検討を準備組合に働きかけてまいります。

(6) 鷺沼駅へのアクセスについては、再開発事業による交通広場の拡充などに伴う同駅の交通結節機能の強化とともに、路線バスネットワークの充実に向け、小田急沿線から路線新設、向丘地区などからの既存路線の増便によるアクセス強化など、地域特性や利用需要なども踏まえ、バス事業と連携しながら、宮前区全体の発展に資する駅アクセスの向上に向けた取り組みを進めてまいります。

(7) 再開発事業に伴う日照や風害などの周囲への環境影響については、現在事業者による調査、予測及び評価の手法などの検討が進められておりますので、条例準備書の公告の段階において、その結果や事業計画に盛り込まれている環境配慮等が公表される予定です。

(8) 鷺沼駅周辺のまちづくりについては、川崎市総合計画にも位置づけ、取り組みを推進しております。  
また、再開発事業に伴う環境影響については、現在事業者による調査、予測及び評価の手法などの検討が進められておりますので、条例準備書の公告の段階において、その結果や事業計画に盛り込まれている環境配慮等が公表される予定です。



6. 23万の宮前区民全体の利便性向上をはかるために

高齢化の時代を迎えて、誰もが安心して暮らせる地域づくりにこそ、限られた税金を使うべき時ではないでしょうか。買い物等日常生活の交通手段の整備と併せて、歩いて行ける中学校区に一つの公的施設を設けることが必要だと思います。当面、向丘、野川、菅生の地域に公的施設の設置・充実が必要だと思いますが、市はどのように考え対策を進めていますか。

6. 23万の宮前区民全体の利便性向上をはかるために

本市では、社会教育施設や学校施設等の公共建築物、道路、橋梁など様々な施設を保有しており、これら施設の最適な維持管理や活用などを行うため、現在「資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針」の策定にむけた取り組みを進めています。

本年2月に公表した実施方針の策定に向けた考えでは、人口減少への転換等の課題を整理するとともに、市民ニーズ等への的確な対応に向けた施設の多目的化及び複合化の検討や「機能重視」の考え方への転換に伴う施設配置の考え方の再検討など、今後の検討の方向性を整理してまいります。

今後も将来世代の負担に十分配慮しながら、当面の人口増加や少子高齢化のさらなる発展に伴い、多様化、増大化する市民ニーズ等に的確に対応していくための取り組みをすすめてまいります。

6. 宮前区民23万人の利便性向上をはかるために

意見：宮前区は山坂多く細長い地形で、バス路線の整備も不備な地域です。公的サービスを受けるために高齢者や子供が横浜市境の鷺沼まで出ていかなければならない街づくりは不合理です。

日常生活の徒歩圏である小学校又は中学校区に公的施設を設けて誰もが公的サービスを受けやすくすることが必要だと思います。

質問：向丘、野川、菅生の地域に公的施設の設置・充実の必要性についてどのように思いますか？

具体的な構想を示してください。

また、「機能重視の考え方への転換に伴う施設配置の考え方の再検討」とはなんですか？

7. 鷺沼再開発事業において、川崎市自治基本条例はどのように生かされていますか？

条例では市民の権利として「市政に関する情報を知ること」「政策の形成、執行、評価の過程に参加すること」「市政に関する意見を表明し、提案をすること」と示されています。この権利はでどう保障されていますか。

7. 鷺沼再開発事業において、川崎市自治基本条例はどのように生かされていますか？

昨年度については、関係団体等への説明・ヒアリングやまちづくりフォーラム、意見交換会、区民意識アンケート等、多角的な区民意見の把握に向けた取組や、区内3か所で基本方針（案）に関する市民説明会を開催するなど、市民に情報を提供し、川崎自治基本条例第6条である「市民の権利」を保障する取組を進めてきたところです。

今年度についても、市政だよりの特集記事やコラム欄などの掲載等により、宮前区全体をより発展させるための様々な取組について、周知を図るとともに、「新市民館・図書館の整備に向けた取組」として、区民参加型の意見交換会等の個別の取組を実施しています。

7. 意見：鷺沼再開発事業において、川崎市自治基本条例は形骸化されています。本来の市民権利を保障してください。

① 鷺沼再開発は第1種行為という最大規模の開発で環境に大きな影響をもたらす事業であるにも関わらず住民説明会を拒否、国に提出した事業内容や資金計画を情報公開請求しても資金計画は非公開の黒塗り、ホームページからの環境アセス印刷は禁止等、徹底した情報隠しです。

② フォーラムや意見交換会の持ち方そのものに問題があります。「移転賛否の議論ではない。鷺沼に欲しい公共サービスはなにかを聞いている」としておきながら、突然市長が移転を決定したり、アンケートでは、交通アクセスに不満が多いことだけが取りあげられ移転の最大理由に利用する等、市民意見聴衆は形式的で、あくまで市と東急に都合のよい範囲で利用されているといえます。

③ オープンハウス型説明会は、住民周知が目的で住民意見を反映させる企画ではありません。

まして、使用されているのは過去に作成したイメージ図で、あたかも広い駅前広場ができるかのような写真が使用されています。もはやイメージの段階ではありません。住民に誤解を与える展示方法に抗議するとともに、概要にもとづく正確な説明に改めることを求めます。